

横須賀市と明治安田生命保険相互会社との包括連携協定書

横須賀市（以下「甲」という。）と明治安田生命保険相互会社（以下「乙」という。）は、相互の協力が可能な分野における連携を強化することについて、以下のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。なお、令和２年に甲と明治安田生命保険相互会社大船支社が締結した「市民の健康増進に関する連携協定」は本協定に包含するものとする。

（目的）

第１条 本協定は、甲及び乙が相互に連携及び協力して行う取組を通じて、地域の様々な課題に対応するなど、市民サービスの向上や地域活性化を図ることを目的とする。

（連携及び協力事項）

第２条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に定める事項（以下「協力事項」という。）を連携、協力して実施するものとする。なお、その実施時期、実施方法、その他具体的な実施内容については、甲乙が協議して別途結論を得るものとする。

- （１）市民の健康増進等に関する事項
- （２）地域の防災・安全・安心に関する事項
- （３）介護・高齢者福祉に関する事項
- （４）子育て支援に関する事項
- （５）観光・産業振興に関する事項
- （６）地域イベントへの支援に関する事項
- （７）その他、甲乙が必要とする協働事業で市民生活の向上に関する事項

（個人情報の取扱い）

第３条 甲及び乙は、個人が特定されるデータの提供及び交換は行わないこととする。

（守秘義務）

第４条 甲及び乙は、本協定に基づく取組の実施により知り得た相手方の情報を、相手方の書面による事前の承諾なしに、第三者に開示・漏洩してはならない。

なお、本協定が解除された後も同様の取扱いとする。

（協定の有効期間）

第５条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和７年３月３１日までとする。

なお、期間の満了１か月前までに甲又は乙から解除の申し出がない場合は、１年間有効期間を延長するものとし、以後も同様とする。

（協定の見直し及び解除）

第６条 甲又は乙が、本協定の変更もしくは解除を申し出た時は、甲乙が協議のうえ、本協定の変更もしくは解除を行うものとする。

（疑義等の決定）

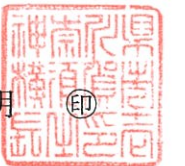
第７条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲乙が協議のうえ、一定の結論を得ることとする。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙それぞれ署名・押印のうえ、各自その１通を保有する。

令和６年（２０２４年） １２月１６日

甲 住所 横須賀市小川町１１番地

氏名 横須賀市長 上 地 克 明



乙 住所 東京都千代田区丸の内二丁目１番１号

氏名 明治安田生命保険相互会社
取締役 代表執行役社長

永 島 英 器

